

一般財団法人静岡市国際交流協会
評議員、理事、監事の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）定款第8条第2項及び第22条第3項に規定する評議員、理事及び監事の費用弁償について定めることを目的とする。

(評議員の費用弁償)

第2条 評議員が協会の会議に出席するために要した交通費については、その実費を支給する。

(理事及び監事の費用弁償)

第3条 理事及び監事が協会の会議に出席するために要した交通費については、その実費を支給する。

2 理事及び監事が協会の用務により旅行したときは、交通費実費及び宿泊実費（以下「出張費」という。）を支給する。

3 前項に定めるももの他、理事及び監事がその職務を行うため費用を要したときは、その実費を支給する。

(支給方法)

第4条 交通実費、出張費及びその職務を行うために要した費用は、その都度、現金又は振込で支給する。

(雑則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。